

別紙

令和 8 年度（令和 7 年度からの繰越分） 医療機関等における賃上げ・物価上昇に 対する支援事業費補助金 交付要綱

（通則）

- 1 令和 8 年度（令和 7 年度からの繰越分）医療機関等における賃上げ・物価上昇に対する支援事業費補助金（以下「本補助金」という。）については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「施行令」という。）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成 12 年^{厚生省}_{労働省}令第 6 号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

（交付の目的）

- 2 本補助金は、医療機関等が賃金・物価上昇の影響を受けている状況を踏まえ、従事者の処遇改善及び医療機関等における経営の改善に向けて、医療機関等の経営状況も踏まえつつ、医療機関等が従事者の賃金を 3 % 分・半年間引き上げられる規模で措置することにより物価を上回る賃上げを実現するとともに、救急医療を担うといった医療機能の特性も踏まえつつ、診療等に必要な経費に係る物価上昇への対応を図るため、医療機関等に給付金を支給又は補助金を交付することにより、地域医療提供体制の確保を図ることを目的とする。

（交付の対象）

- 3 本補助金は、「医療機関等における賃上げ・物価上昇に対する支援事業実施要綱」（令和 8 年 2 月 26 日医政発 0226 第 11 号、医薬発 0226 第 2 号 厚生労働省医政局長・医薬局長連名通知。以下「実施要綱」という。）に基づき、病院、有床診療所（医科・歯科）、無床診療所（医科・歯科）、訪問看護ステーション及び薬局（いずれも健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）上の保険医療機関コードが発行されており、令和 7 年 4 月 1 日から本事業の申請時点までに診療報酬請求の実績がある施設に限る。この交付要綱においては以下同じ。）に対して、国又は

都道府県が実施する以下の事業に必要な経費を交付の対象とする。

- (1) 国が病院に対して賃上げに必要な経費を対象に支援する給付事業（以下「病院賃上げ支援事業」という。）
- (2) 国が病院に対して物価上昇へ対応するための診療等に必要な経費を対象に支援する給付事業（以下「病院物価支援事業」という。）
- (3) 有床診療所（医科・歯科）、無床診療所（医科・歯科）、訪問看護ステーション及び薬局（以下「診療所等」という。）が行う賃上げに対して、都道府県が給付金を支給する事業（以下「診療所等賃上げ支援事業」という。）
- (4) 市区町村が行う診療所等賃上げ支援事業に対して、都道府県が補助する事業
- (5) 診療所等（訪問看護ステーションを除く。）が行う物価上昇へ対応するための診療等に必要な経費に対して、都道府県が給付金を支給する事業（以下「診療所等物価支援事業」という。）
- (6) 市区町村が行う診療所等物価支援事業に対して、都道府県が補助する事業
- (7) 都道府県が行う（3）及び（5）の事業の交付事務に係る経費を支援する事業（以下「医療機関等賃上げ・物価支援執行事業」という。）
- (8) 市区町村が行う医療機関等賃上げ・物価支援執行事業に対して、都道府県が補助する事業

（交付額の算定方法）

4 本補助金の交付額は、次により算出するものとする。ただし、算出された額の合計額が予算額を超える場合には、必要な調整を行うものとする。また、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(1) 病院賃上げ支援事業

病院賃上げ支援事業の交付額は、実施要綱に基づき、国が支給決定を行った額の合計額とする。

ただし、賃金改善の総額が実施要綱に基づき算出した交付額を下回る場合には、賃金改善の総額を交付額とする。

(2) 病院物価支援事業

病院物価支援事業の交付額は、実施要綱に基づき、国が支給決定を行った額の合計額とする。

(3) 診療所等賃上げ支援事業

診療所等賃上げ支援事業の交付額は、実施要綱に基づき、都道府県が行う給付事業及び市区町村が行う給付事業に対して都道府県が補助する事業に必要な経費の合計額とする。(補助率：10/10)

(4) 診療所等物価支援事業

診療所等物価支援事業の交付額は、実施要綱に基づき、都道府県が行う給付事業及び市区町村が行う給付事業に対して都道府県が補助する事業に必要な経費の合計額とする。(補助率：10/10)

(5) 医療機関等賃上げ・物価支援執行事業

医療機関等賃上げ・物価支援執行事業の交付額は、次のアからイにより算出された額の合計額とする。(補助率：10/10)

ア 都道府県が行う事業

(ア) 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

イ 市区町村が行う事業に都道府県が補助する事業

(ア) 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額と都道府県が補助した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1 基準額	2 対象経費
厚生労働大臣が必要と認めた額	医療機関等賃上げ・物価支援執行事業の交付事務に必要な次に掲げる経費 ①賃金(臨時職員の賃金) ②報酬(パートタイム会計年度任用職員の報酬) ③給料(フルタイム会計年度任用職員の給料) ④共済費(①～③を支給する職員に係る社会保険料)

	<p>⑤職員手当等（①～③を支給する職員に係る扶養手当、地域手当、管理職手当、管理職特別勤務手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、住居手当、単身赴任手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、特勤手当、へき地手当）</p> <p>⑥諸謝金</p> <p>⑦会議費</p> <p>⑧旅費</p> <p>⑨需用費（消耗品費、印刷製本費、材料費、光熱水費、燃料費、食糧費、修繕料）</p> <p>⑩借料及び損料</p> <p>⑪雑役務費（通信運搬費、手数料、自動車損害保険料）</p> <p>⑫委託料</p>
--	--

（補助金の概算払）

5 厚生労働大臣は、原則として支払うべき額を確定した後、補助事業者が提出する精算払請求書に基づいて支払を行う。この場合において、厚生労働大臣は、補助事業者から適法な精算払請求書を受理してから速やかにこれをしなければならない。

ただし、補助事業者が概算払による支払を要望する場合は、厚生労働大臣は補助事業者の資力、補助事業の内容及び事務の内容等を勘案し、真にやむを得ないと認めた場合には、これを財務大臣に協議し、承認が得られた場合には概算払をすることができる。

（交付の条件）

6 本補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- （1）事業に要する経費の配分の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、速やかに厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- （2）事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、速やかに厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- （3）事業を中止し、又は廃止する場合には、速やかに厚生労働大臣の承認を受け

なければならない。

(4) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに厚生労働大臣に報告してその指示を受けなければならない。

(5) 本補助金と事業に係る証拠書類等の管理については次によるものとする。

ア 補助事業者が地方公共団体の場合

本補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした第5号様式による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を本補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

イ 補助事業者が地方公共団体以外の場合

事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿等及び証拠書類を本補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

(6) 都道府県は、国から概算払により間接補助金の交付を受けた場合には、当該概算払を受けた本補助金に相当する額を遅滞なく間接補助事業者に交付しなければならない。

(7) 都道府県は、間接補助金を診療所等に交付する場合は、(1)から(5)に掲げる条件（この場合において、(1)から(4)中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と読み替えるものとする。）を付さなければならない。

(8) 都道府県は、間接補助金を市区町村に交付する場合は、次の条件を付さなければならない。

ア (1)から(4)及び(5)ア

この場合において、(1)から(4)中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と、(5)ア中「本補助金」とあるのは「間接補助金」と読み替えるものとする。

イ 市区町村は、都道府県から概算払により間接補助金の交付を受けた場合には、当該概算払いを受けた間接補助金に相当する額を遅滞なく診療所等に交付しなければならない。

ウ 市区町村が診療所等に間接補助金を交付する場合には、市区町村が（１）から（４）及び（５）イに掲げる条件を付さなければならない。

この場合において、（１）から（４）中「厚生労働大臣」とあるのは「市区町村長」と、（５）イ中「本補助金」とあるのは「間接補助金」と読み替えるものとする。

エ ウにより付した条件に基づき市区町村長が承認又は指示する場合には、あらかじめ都道府県知事の承認又は指示を受けなければならない。

（９）（７）及び（８）により付した条件に基づき都道府県知事が承認又は指示する場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認又は指示を受けなければならない。

（１０）本補助金の交付を受けた医療機関等は、厚生労働省が行う、本補助金に関する調査等への協力の求めがあった場合に応じなければならない。

（申請手続）

７ 本補助金の交付の申請は、次により行うものとする。

（１）病院賃上げ支援事業

補助事業者は、第１号様式による「支給申請書兼請求書」及び「病院賃上げ支援事業支給申請書」に関係書類を添えて、別途定める日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

（２）病院物価支援事業

補助事業者は、第１号様式による「支給申請書兼請求書」及び「病院物価支援事業支給申請書兼実績報告書」に関係書類を添えて、別途定める日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

（３）診療所等賃上げ支援事業

補助事業者は、第２号様式による申請書に関係書類を添えて、別途定める日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

（４）診療所等物価支援事業

補助事業者は、第２号様式による申請書に関係書類を添えて、別途定める日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

（５）医療機関等賃上げ・物価支援執行事業

補助事業者は、第2号様式による申請書に関係書類を添えて、別途定める日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

(変更申請手続)

- 8 本補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、7に定める申請手続に従い、厚生労働大臣が別に定める日までに提出するものとする。

(交付決定までの標準的期間)

- 9 厚生労働大臣は、申請書の提出があった場合には、当該申請書が到達した日から起算して、原則として1か月以内に交付の決定（変更交付決定を含む。）を行うものとする。

(実績報告)

- 10 本補助金の実績報告は、次により行うものとする。

(1) 病院賃上げ支援事業

補助事業者は、第3号様式による報告書に関係書類を添えて、令和8年8月1日までに厚生労働大臣に提出しなければならない。

(2) 病院物価支援事業

補助事業者は、第1号様式による「病院物価支援事業支給申請書兼実績報告書」を別途定める日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

(3) 診療所等賃上げ支援事業

補助事業者は、第4号様式による報告書に関係書類を添えて、令和8年8月31日までに厚生労働大臣に提出しなければならない。

(4) 診療所等物価支援事業

補助事業者は、第4号様式による報告書に関係書類を添えて、別途定める日までに厚生労働大臣に提出しなければならない。

(5) 医療機関等賃上げ・物価支援執行事業

補助事業者は、第4号様式による報告書に関係書類を添えて、事業完了の日から起算して1か月を経過した日(6の(3)により事業の中止又は廃止の承認を受けた

場合には、当該承認通知を受理した日から起算して1か月を経過した日)又は令和9年4月10日のいずれか早い日までに厚生労働大臣に提出しなければならない。

(本補助金の返還)

- 11 厚生労働大臣は、交付すべき本補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える本補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

(その他)

- 12 特別の事情により4、7、8及び10に定める算定方法、手続によることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。